

4 5 議案第 4 9 号関係

十和田地域広域事務組合規約 新旧対照表 (抜粋)

変 更 案	現 行
<p>(教育委員会の<u>教育長及び委員</u>)</p> <p>第 13 条 <u>組合の教育委員会の教育長</u> (以下「<u>教育長</u>」という。)は、<u>十和田市又は六戸町の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、教育委員会</u>の委員(以下「<u>教育委員</u>」という。)は、十和田市<u>又は</u>六戸町の長の被選挙権を<u>有する者で</u>、人格が高潔で、教育、<u>学術及び文化</u>に関し識見を有するもののうちから、管理者が組合の議会の同意を得て任命する。</p> <p>(<u>教育長及び教育委員の失職</u>に関する事務等を処理する選挙管理委員会)</p> <p>第 14 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 221 号)第 14 条第 2 項の<u>規約で定める</u>選挙管理委員会は、十和田市選挙管理委員会とする。</p>	<p>(教育委員会の委員)</p> <p>第 13 条 <u>組合の教育委員会</u>の委員(以下「<u>教育委員</u>」という。)は、十和田市<u>及び</u>六戸町の長の被選挙権を<u>有するもので</u>、人格が高潔で、教育に関し識見を有するもののうちから、管理者が組合の議会の同意を得て任命する。</p> <p>(<u>教育委員の解職請求</u>に関する事務等を処理する選挙管理委員会)</p> <p>第 14 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 221 号)第 14 条第 2 項の<u>規定による組合の教育委員の解職請求に関する事務等を処理する</u>選挙管理委員会は、十和田市選挙管理委員会とする。</p>